



青森県告示第百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 古間木山三号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱七号を結んだ線は市道古間木薬師線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三沢市		古間木山	一一七の一
二				一一七の一
三				一一七の一
四				一一七の一
五				一一七の一
六				一一七の一
七				一一七の一

二 新町二丁目急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱二号と標柱三号を結んだ線は市道九十九号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三沢市	新町二丁目		三二の三四四一
二				三二の三七七七
三				三二の三七七七
四				三二の三七七六
五				三二の三一一三

青森県告示第百九十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及びむつ県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

桂沢急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	脇野沢村	脇野沢	桂沢	三三一一
二				三三一一
三				三三一一
四				三三一一
五				三三一一
六				三三一一

青森県告示第百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和四十七年九月二十五日青森県告示第六百九十三号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及びむつ県土整備事務所に備えて縦覧に供する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

第一号を次のように改める。

一 孫次郎間急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号から標柱五号までを結んだ線は町道湯坂下六号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	大畑町	大畑	八幡湯坂	二の六九
二	"	"	孫次郎間	一七の一
三	"	"	"	二〇の二
四	"	"	二枚橋	国調筆界未定
五	"	"	"	国調筆界未定
六	"	"	"	国調筆界未定
七	"	"	"	国調筆界未定
八	"	"	"	国調筆界未定
九	"	"	"	五〇の六〇
十	"	"	"	五〇の五九
十一	"	"	"	五〇の一八
十二	"	"	"	五〇の二九
十三	"	"	涌館	五の一

十四	"	"	"	国調筆界未定
十五	"	"	"	二の一
十六	"	"	八幡湯坂	二の六六

青森県告示第百二十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和五十七年三月十八日青森県告示第二百十号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備えて縦覧に供する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

第八号を次のように改める。

八 南町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱八号を結んだ線は県道上野十和田線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北町	上野	山添	一一六の一
二	"	"	"	八六の一
三	"	"	"	八六の一〇
四	"	"	"	八七の一
五	"	"	"	一一六の二
六	"	"	"	一一六の四
七	"	"	新堤向	九七の三
八	"	"	"	

公 告

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、平成十五年三月十二日東北地方整備局告示第十二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画事業の変更認可について、平成十五年三月十二日東北地方整備局告示第十三号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画道路事業（三・三・七号弘前黒石線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画事業の変更認可について、平成十五年三月十二日東北地方整備局告示第十四号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業（三・三・八号白銀市川環状線及び三・三・五号尻内百石線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

むつ都市計画事業の変更認可について、平成十五年三月十二日東北地方整備局告示第十五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

むつ都市計画道路事業（三・四・一号横迎町大平町線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

都市計画事業の変更認可

八戸都市計画事業の変更認可について、平成十五年三月十二日東北地方整備局告示第十六号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業（三・三・九号木内内川口線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社高信

二 代表者の氏名 高坂 義信

三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字丸山五の八

四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第一二七〇〇号

五 取消年月日 平成十五年三月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 堀内造園

二 氏名 堀内 幸夫

三 主たる営業所の所在地 三沢市東岡三沢二丁目四一の二二八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一三九八号

五 許可年月日 平成十五年三月七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年二月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社ササキコーポレーション

二 代表者の氏名 佐々木 貞夫

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二五九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一四三五号

五 取消年月日 平成十五年三月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年三月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社ササキコーポレーション

二 代表者の氏名 佐々木 貞夫

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字里ノ沢一の二五九

四 許可番号 青森県知事許可(特 一二)第一四三五号

五 取消年月日 平成十五年三月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年三月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭